

An aerial photograph of a river valley. In the foreground, a wide river flows from the bottom left towards the center. A dam structure is visible on the right side of the river. The valley is surrounded by dense green forests on rolling hills. A road curves through the middle ground, and some buildings are visible on the left. The sky is clear and blue.

第1回 江の川水系下流支川域川づくり検討委員会

江の川水系下流支川域河川整備計画の概要

令和5年（2023年）12月25日 13：30～15：00

島根県

もくじ

1. 河川整備計画の策定に関する事項
2. 江の川水系及び下流支川域の概要
3. 近年の出水状況と治水事業の進め方
4. 都治川での治水対策の進め方

1. 河川整備計画の策定に関する事項

2. 江の川水系及び下流支川域の概要

3. 近年の出水状況と治水事業の進め方

4. 都治川での治水対策の進め方

河川法（昭和39年法律第167号）について

1. 河川整備計画の策定に関する事項

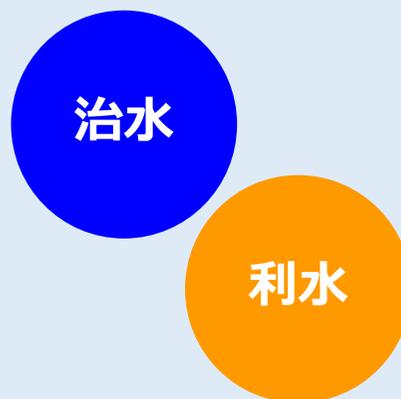
- 河川法は明治29年に制定された（旧河川法）。
- 昭和39年に現在の河川法が制定され、治水・利水の観点で法整備が進められた。
- 平成9年に改正され、治水・利水・環境を総合的にふまえて整備・保全を行うこととなった。河川の整備にあたっては、整備基本方針、整備計画の策定が義務付けられた。

明治29年（旧河川法）



近代河川制度の誕生

昭和39年（新河川法）



治水・利水の体系的な制度

- 水系一貫管理制度の導入
- 利水関係規定の整備

平成9年（改正河川法）



治水・利水・環境の
総合的河川制度

- 河川環境の整備と保全
- 地域の意見を反映した河川整備計画制度の導入

河川事業着手までの流れ

1. 河川整備計画の策定に関する事項
- 河川法に基づき、河川整備基本方針を定め、河川整備計画を策定したうえで、それに基づき河川工事、河川の維持管理を実施する。

河川整備基本方針

水系の長期的な整備目標を定める
⇒計画高水流量、維持管理方針

江の川水系は1級水系のため
国土交通大臣が策定

河川整備計画

河川整備基本方針に即し、
20～30年間の段階的な目標を定める
具体的な整備メニューを定める
⇒住民個々とのかかわりや影響が大きい

下流支川域は指定区間のため
島根県知事が策定

事業実施

現地測量・調査
詳細設計
用地測量・調査
用地買収
工事実施
適切な維持管理

各県土整備事務所において
実施

川づくり検討委員会について

- 河川法第16条の2に基づき、河川整備計画策定にあたっては、学識経験者をはじめ、関係住民の意見を聴き、その意向を反映する必要がある。
- 都治川で行う治水対策は、地元との合意に基づき実施するため、今般の委員会の構成員は学識経験者、関係市町村長により構成する。
- 学識経験者からは広域的な視点での助言、関係市町長からは生活者の立場からの意見をいただきたい。

河川法 抄

(河川整備計画)

第16条の2 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めておかなければならない。

2 河川整備計画は、河川整備基本方針に即し、かつ、公害防止計画が定められている地域に存する河川にあつては当該公害防止計画との調整を図つて、政令で定めるところにより、当該河川の総合的な管理が確保できるように定められなければならない。この場合において、河川管理者は、降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講ずるよう特に配慮しなければならない。

3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、**河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。**

4 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等**関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。**

5 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。

6 河川管理者は、河川整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。

都治川浸水対策のこれまでの経緯

1. 河川整備計画の策定に関する事項

- 地元説明会等を行い、都治川での土地利用一体型水防災事業による浸水対策について同意を得た。

令和3年度

● アンケート実施

8.10～8.30

- ①危険性を感じる自然災害の種類
- ②防災マップの所持
- ③避難行動のもととなる情報
- ④インターネット・防災メールの活用
- ⑤洪水予報の活用
- ⑥過去の浸水被害
- ⑦希望する浸水対策
- ⑧早急に行うべき対策

令和4年度

● 地元説明会

5.15

アンケート結果公表

● 個別ヒアリング

11.4

県で実施できる浸水対策「宅地嵩上げ」について事業対象者にヒアリングを実施

● 地元説明会

12.17

治水対策の進め方（ハード・ソフト）を説明
（ハード）宅地嵩上の対象家屋など
（ソフト）河川カメラ、水位計の増備、浸水実績標識設置など

令和5年度

● 最終個別ヒアリング

7.23, 8.16

住民の同意が前提となる事業のため、事業対象者に意向を確認

● 要望書提出

9.11

上河戸、下河戸両自治体から要望書（都治川の宅地嵩上げによる浸水対策）が提出された。

都治川で実施したソフト対策の取り組み（令和5年度出水期より）

1. 河川整備計画の策定に関する事項

1.1. 河川カメラの設置、量水標の新規設置



▲河川カメラ



▲河川カメラの実際の映像

1.2. 県道の冠水リスクマップ作成・配布



▲都治川周辺の県道の浸水リスクや過去洪水の振り返りなどを掲載

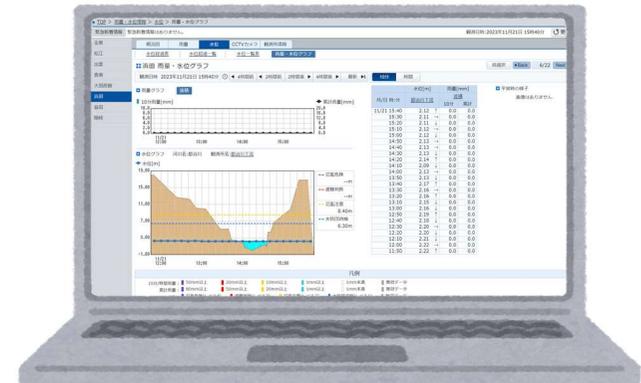
1.3. 水位計の設置（都治川下流観測所）



▲水位計



▲基地局



▲島根県水防情報システム¹⁾で水位等が確認できる。

河川整備計画策定までの流れ

1. 河川整備計画の策定に関する事項

Process

河川整備計画（素案）

令和5年12月

意見の反映

住民の意見を踏まえた浸水対策（要望書手交）
（法第16条の2第4項）

～令和5年9月

川づくり検討委員会（第1回）
（法第16条の2第3項）

令和5年12月

河川整備計画（原案）

意見の反映

関係市町長の意見
（法第16条の2第5項）

令和6年1月

河川整備計画（案）

令和6年1月

意見の反映

川づくり検討委員会（第2回）
（法第16条の2第3項）

第1回での意見や市町の意見を
踏まえて実施方法を検討

申請

国土交通大臣（中国地方整備局）へ申請
（法第79条第2項）

令和6年2月～令和6年3月

認可

河川整備計画策定（公表）

令和6年3月

もくじ

1. 河川整備計画の策定に関する事項

2. 江の川水系及び下流支川域の概要

3. 近年の出水状況と治水事業の進め方

4. 都治川での治水対策の進め方

江の川流域の概要

2. 江の川水系及び江の川水系下流支川域の概要

水源 広島県山県郡北広島町阿佐山（標高1,218 m）

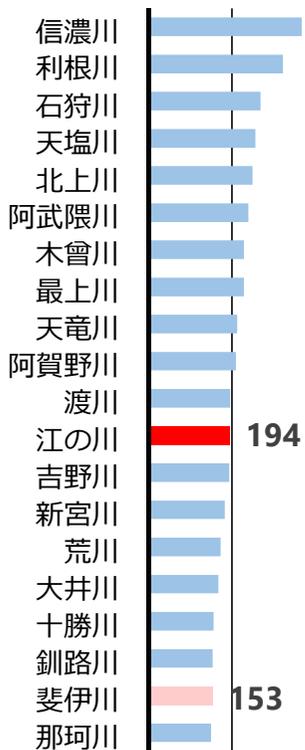
関係市町 三次市、邑南町、美郷町、川本町、江津市ほか

幹線流路延長 194 km（全国12位、中国地方1位）

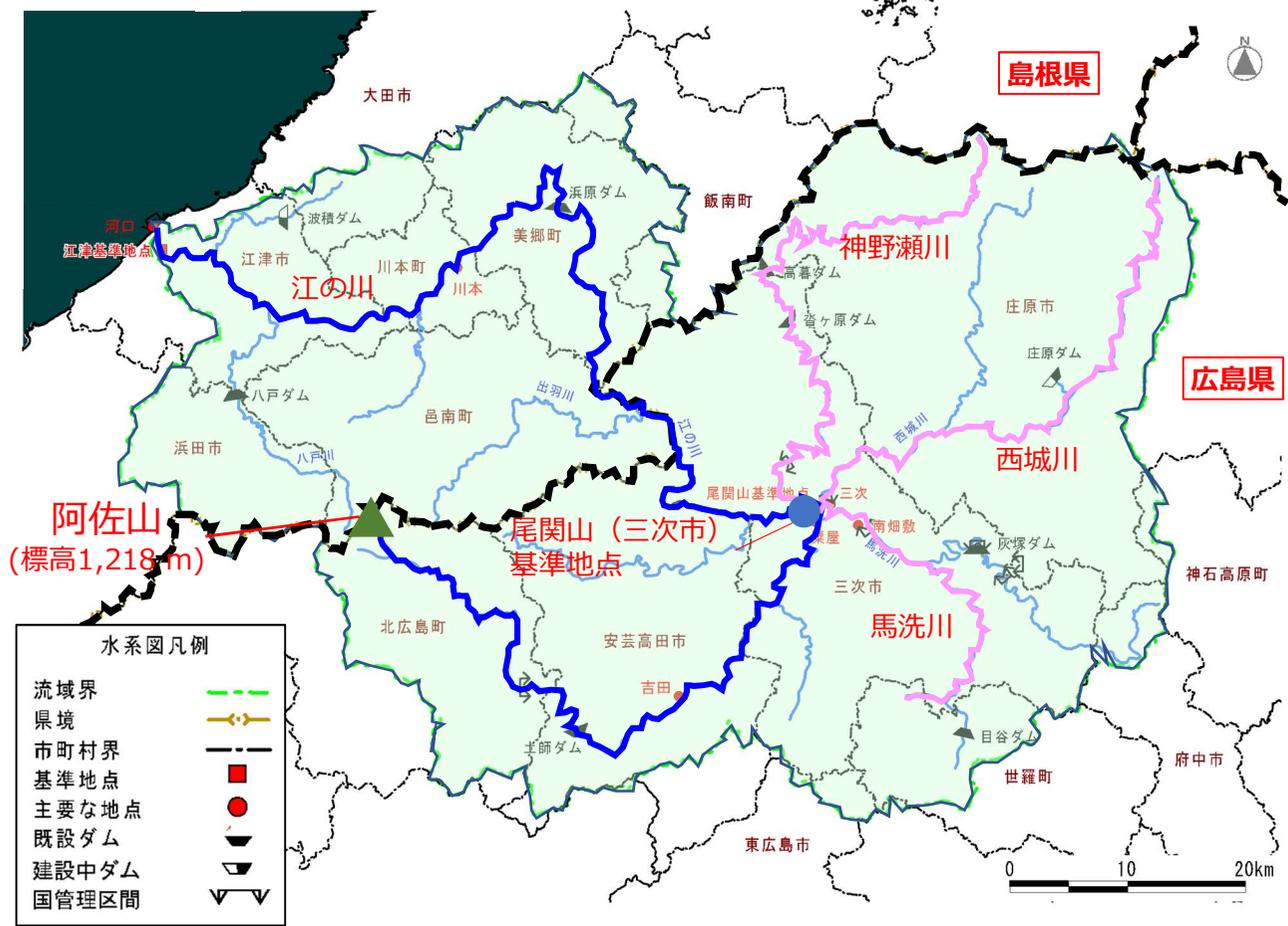
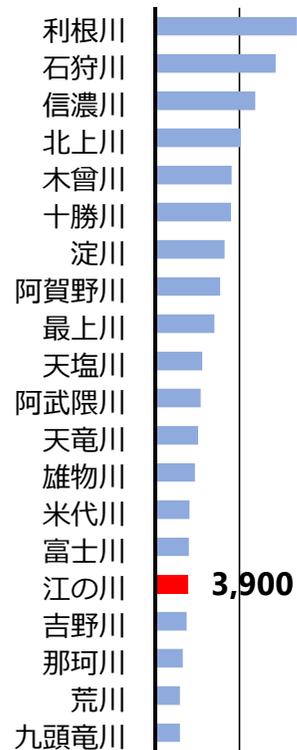
流域面積 3,900 km²（全国16位、中国地方1位）



幹線流路延長 上位20¹⁾



流域面積 上位20¹⁾

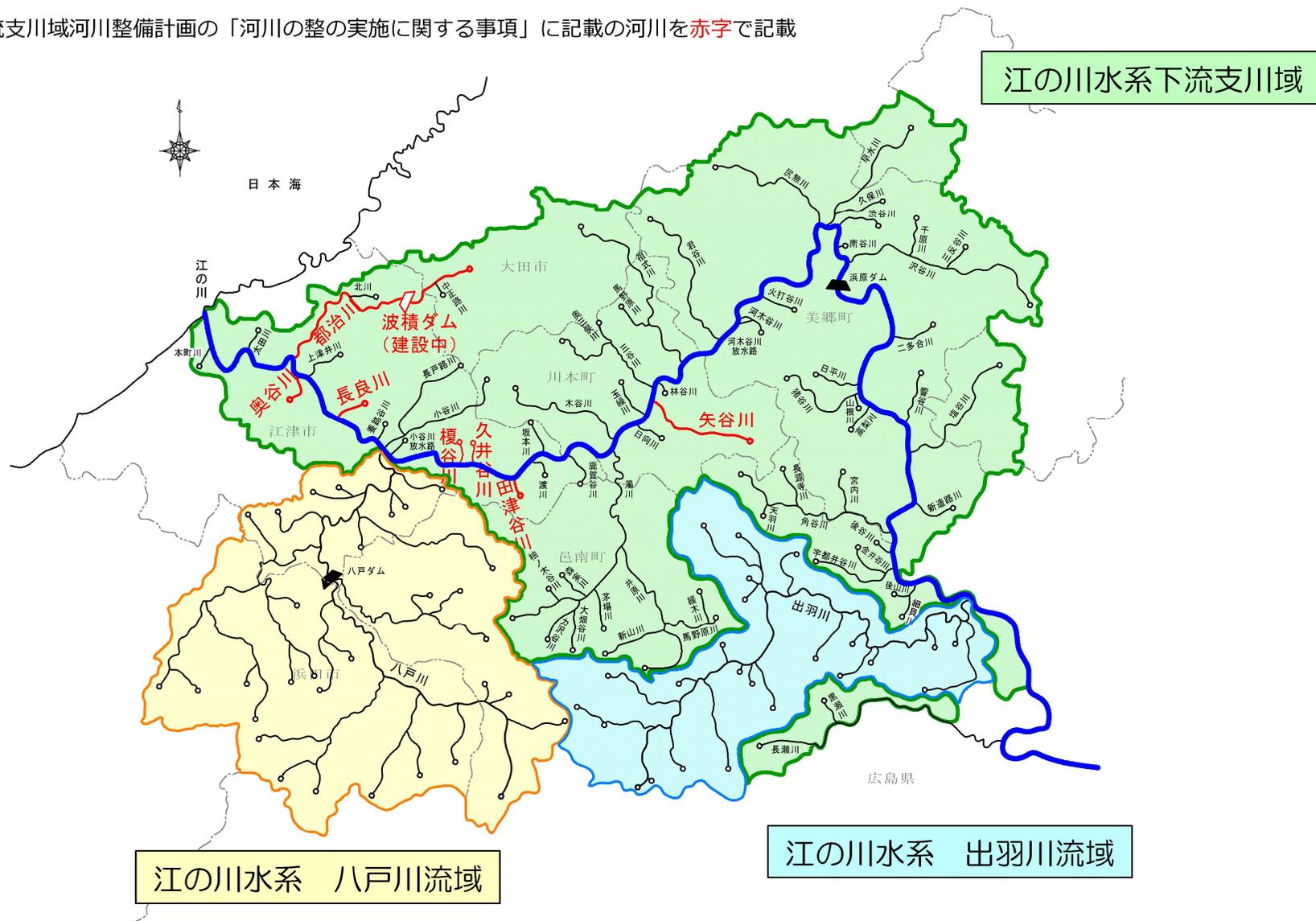


江の川流域河川整備計画

2. 江の川水系及び江の川水系下流支川域の概要

島根県管理河川については、下流支川域、八戸川流域、出羽川流域の3計画が策定されている。

江の川水系下流支川域河川整備計画の「河川の整の実施に関する事項」に記載の河川を赤字で記載



江の川水系下流支川域の概要

2. 江の川水系及び江の川水系下流支川域の概要

下流支川域の流域面積 648.4 km²

河川数 68河川 (42流域)

関係市町村 江津市、川本町、美郷町、
邑南町、大田市、飯南町

自然環境 渓谷的自然が多く残る



河川の利用 サケ・アユの放流やカヌー



下流支川域圏域図



都治川の流域と河川の概要

2. **水源** 大田市温泉津町三子山（標高587 m）

河川延長 都治川 15.2 km、北川 1.7 km、中正路川 0.9 km 合計 17.8 km

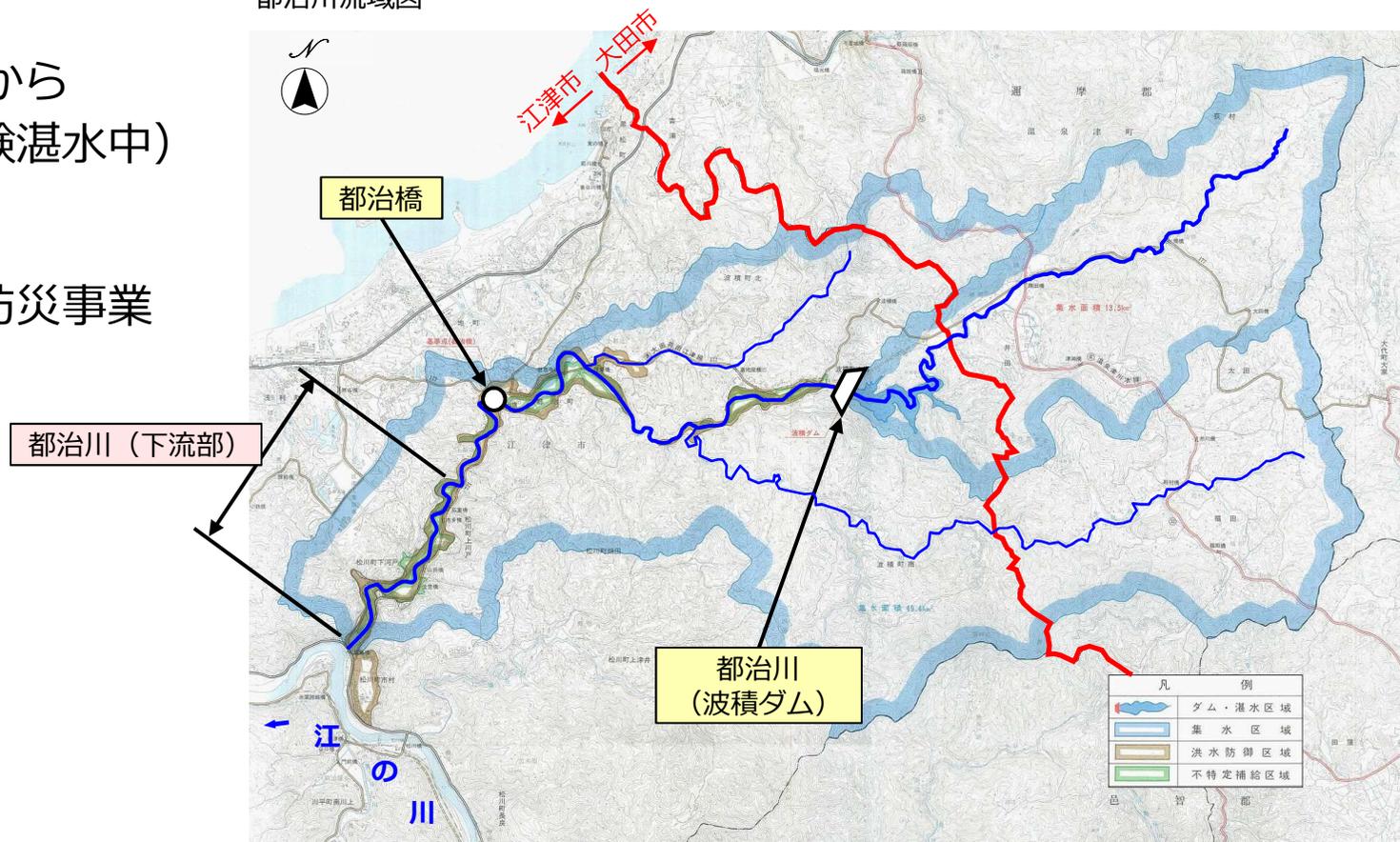
流域面積 56.4 km²

主な治水対策

- ・波積ダム
（令和5年10月4日から
試験湛水中）

- ・土地利用一体型水防災事業
（今回追加）

都治川流域図



江の川水系及び江の川水系下流支川域の概要

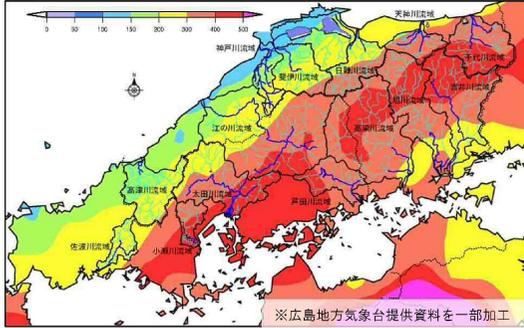
もくじ

1. 河川整備計画の策定に関する事項
2. 江の川水系及び下流支川域の概要
- 3. 近年の出水状況と治水事業の進め方**
4. 都治川での治水対策の進め方

江の川流域の降雨状況 (平成30年7月、令和2年7月、令和3年8月)

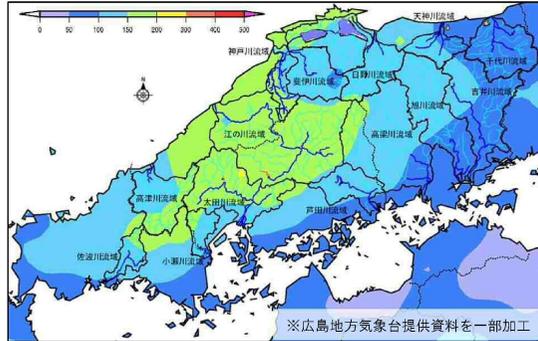
3. 近年の出水状況と治水事業の進め方

【平成30年7月豪雨】雨量分布図(アメダス) (2018/7/5 0:00~7/9 9:00)¹⁾



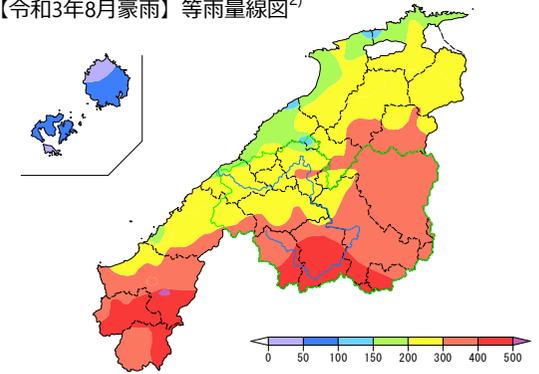
平成30年7月豪雨は、7月5日~7日の3日間にかけて連続的に降り続け、山陽側の多いところでは400 mm~500 mm程度の累加雨量を記録

【令和2年7月豪雨】雨量分布図(アメダス) (2020/7/13 0:00~7/15 0:00)¹⁾



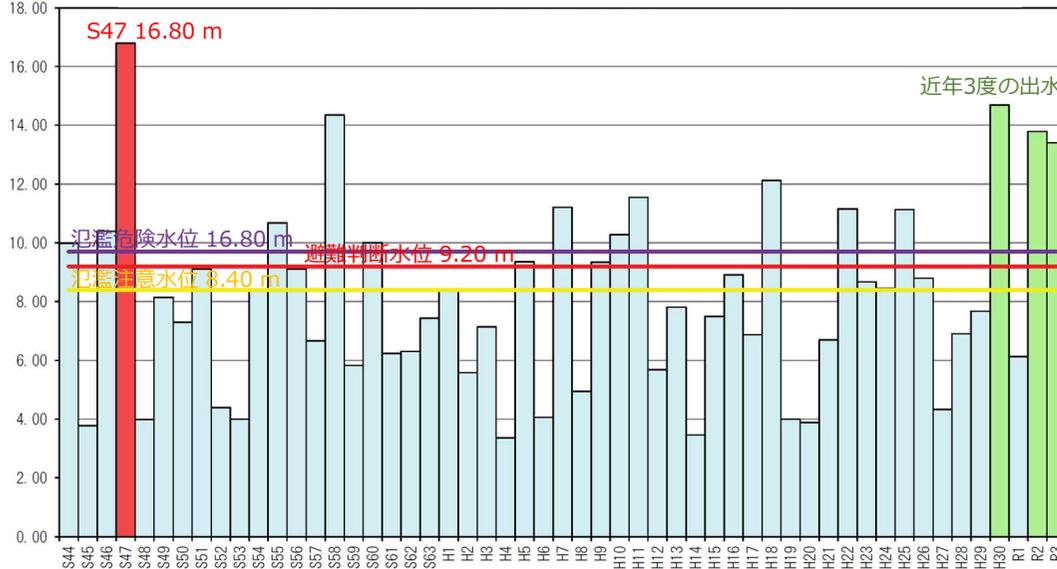
令和2年7月豪雨は、7月6日~14日の8日間にかけて断続的に降り続け、特に13日~14日の2日間に降雨が集中し、多いところでは200 mm程度の累加雨量を記録

【令和3年8月豪雨】等雨量線図²⁾



令和3年8月の大雨は、8月11日~19日にかけて断続的に降り続け、12日~14日の3日間で山陽側や島根県の山沿いで400 mm~500 mm程度の累加雨量を記録

既往洪水での江の川 (川平水位観測所) における水位³⁾

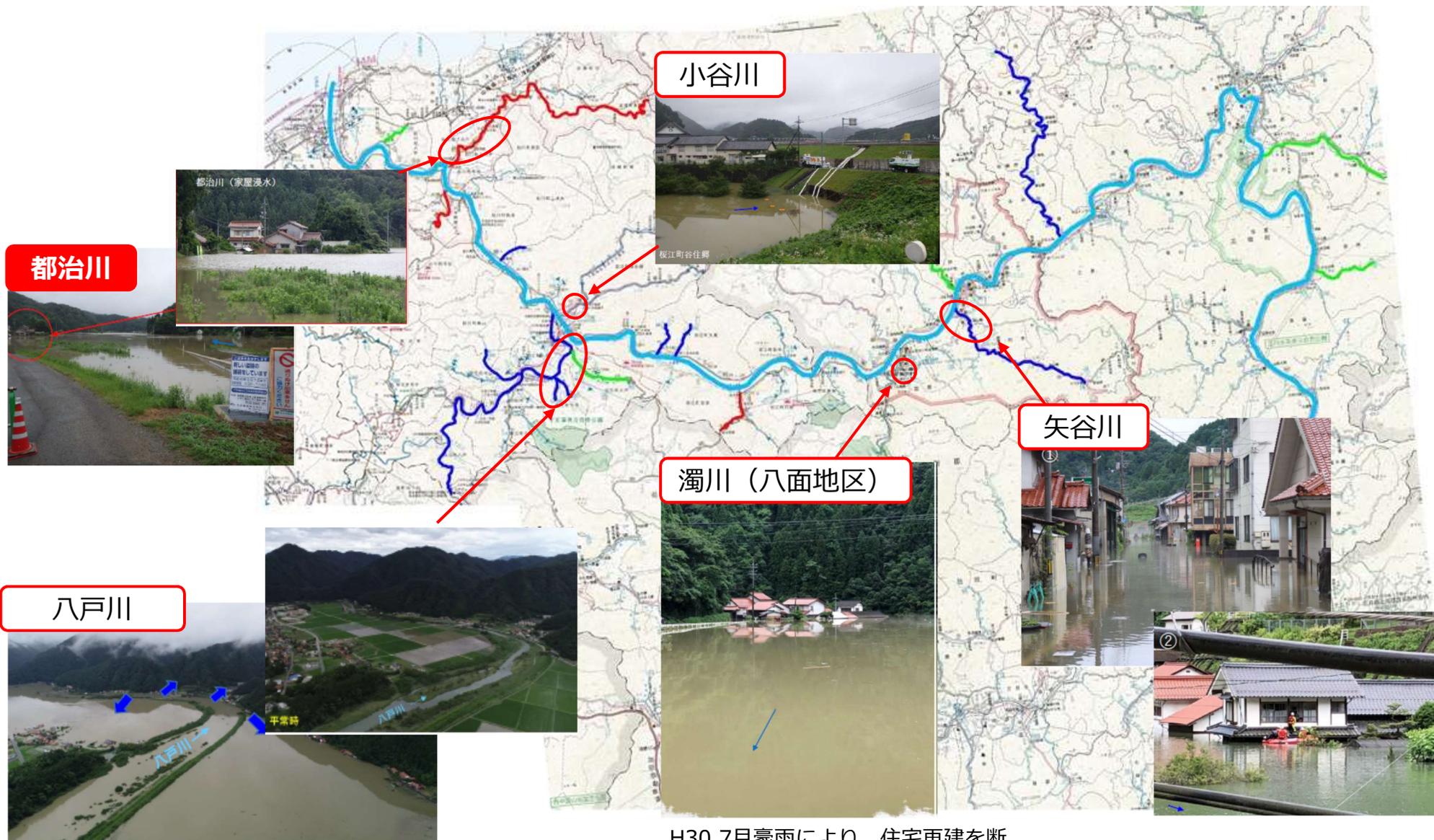


広島県側の降雨が江の川に流れ込み、江の川本川の水位が上昇

島根県内各地の支川で背水 (バックウォーター) による浸水が発生

平成 30 年 7 月豪雨による浸水状況 (江の川支川)

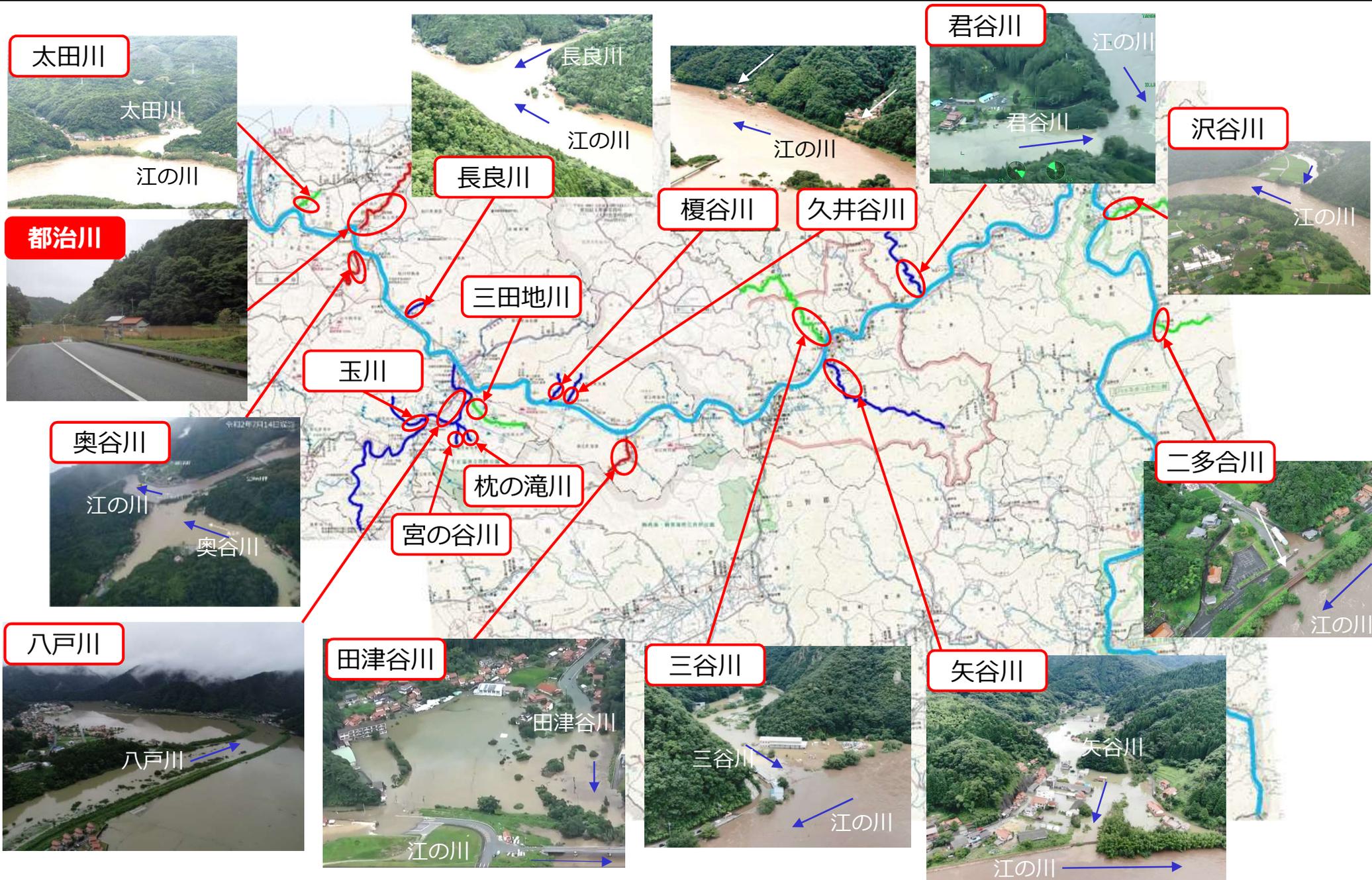
3. 近年の出水状況と治水事業の進め方



H30.7月豪雨により、住宅再建を断念し、9棟全て移転

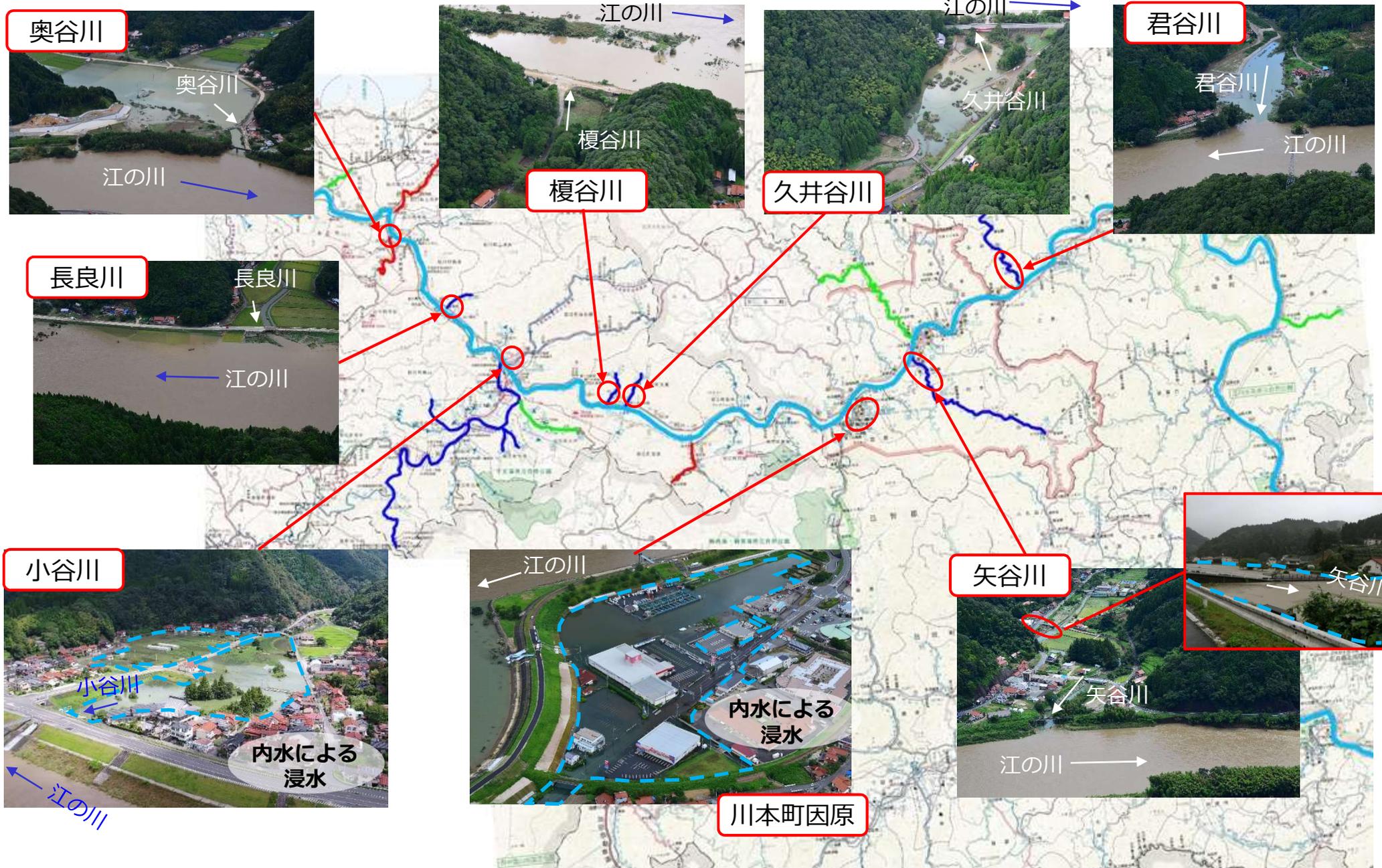
令和2年7月豪雨による浸水状況（江の川支川）

3. 近年の出水状況と治水事業の進め方



令和3年8月大雨による浸水状況（江の川支川）

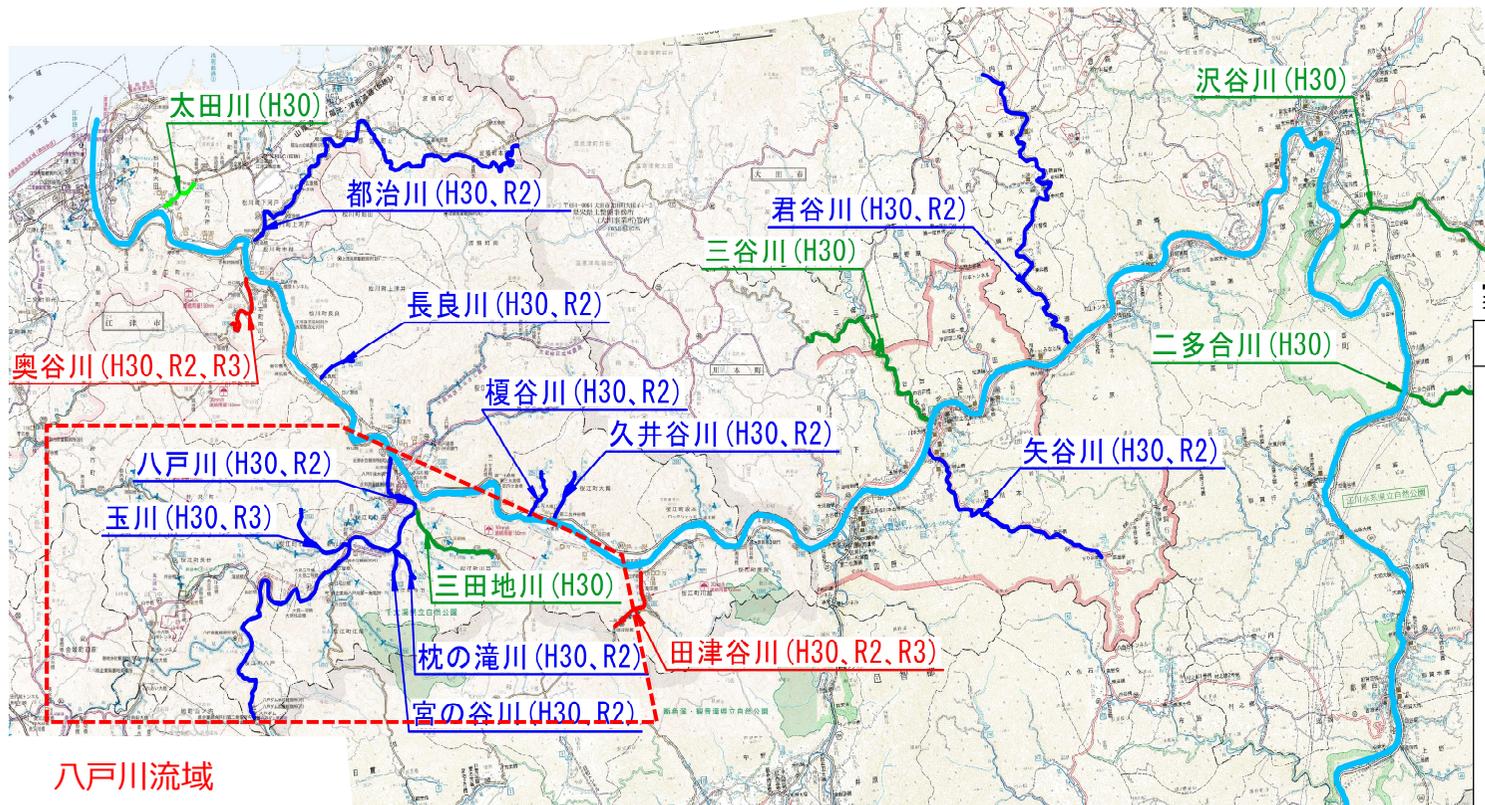
3. 近年の出水状況と治水事業の進め方



江の川支川の浸水状況まとめ（平成30年7月、令和2年7月、令和3年8月）

3. 近年の3回の出水により、**17 河川**で家屋浸水被害が発生

近年の出水状況と治水事業の進め方



家屋浸水被害の状況 (○=家屋浸水被害あり)

区分	河川名 ¹⁾	H30.7	R2.7	R3.8
下流支川域 (12河川)	都治川*	○	○	
	奥谷川*	○	○	○
	田津谷川*	○	○	○
	長良川*	○	○	
	榎谷川*	○	○	
	久井谷川*	○	○	
	矢谷川*	○	○	
	君谷川	○	○	
	太田川	○		
	三谷川	○		
	沢谷川	○		
	二多合川	○		
八戸川流域 (5河川)	八戸川	○	○	
	枕の滝川	○	○	
	宮の谷川	○	○	
	玉川	○		○
	三田地川	○		

江の川の浸水被害の状況

洪水発生年月	浸水面積	浸水戸数
平成30年7月	約340 ha	約270 戸
令和2年7月	約265 ha	約100 戸
令和3年8月	約190 ha	16 戸

〔凡例〕

- 赤文字** : 3度家屋浸水被害が発生 (2 河川)
- 青文字** : 2度家屋浸水被害が発生 (10 河川)
- 緑文字** : 1度家屋浸水被害が発生 (5 河川)

都治川浸水被害状況（平成30年7月豪雨、令和2年7月豪雨による）

3. 近年の出水状況と治水事業の進め方
- H30、R2ともに江の川の背水（バックウォーター）により都治川沿川が浸水¹⁾

洪水による浸水被害戸数²⁾

	家屋			事業所			合計
	床上	床下	計	床上	床下	計	
平成30年7月豪雨	7	4	11	1	0	1	12
令和2年7月豪雨	0	5	5	1	0	1	6

洪水による浸水面積[m²]^{2) 3)}

平成30年7月豪雨	約 484,000
令和2年7月豪雨	約 434,000



洪水による浸水範囲（写真は平成30年のもの）

流域治水の推進

3. 近年の出水状況と治水事業の進め方

流域治水 気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、河川管理者が主体となって行う河川整備等の**事前防災対策を加速**させることに加え、**あらゆる関係者が協働して流域全体で**総合的かつ多層的に水災害対策を行うこと。

流域全体で行う
総合的
かつ
多層的な
水災害対策

- 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
 - ・ 堤防整備、宅地嵩上げ等、河道掘削、ダム建設
 - ・ 下水道等の排水施設、雨水貯留施設の整備
 - ・ 砂防関係施設の整備
 - ・ 森林の整備・保全、治山施設の整備
 - ・ 利水ダム等の事前放流等の実施
 - ・ 農業用ため池の活用を検討等

まずは対策の加速化



加えて

- 被害対象を減少させるための対策
 - ・ 土地利用規制（災害危険区域等）
 - ・ 居住誘導（立地適正化計画等）
 - ・ 家屋移転（防災集団移転含む）等

- 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
 - ・ 国、県、市町、民間など多機関が連携したタイムラインの活用
 - ・ マイ・タイムラインの普及
 - ・ 洪水時の河川情報の充実（水位・映像等）
 - ・ 被害発生時の情報収集・情報伝達の迅速化（水防団等による）等

流域治水プロジェクト

3. 近年の出水状況と治水事業の進め方

- 流域治水を推進するため、国・県・市町の関係機関で構成する「江の川水系流域治水協議会」で「流域治水プロジェクト」を策定し、対策を見える化

流域治水協議会

流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を目的に設立

江の川水系流域治水協議会

(委員)

江津市長、川本町長、美郷町長、邑南町長、三次市長、安芸高田市長、庄原市長、北広島町長
 島根県 土木部長、同農林水産部 参事
 広島県 北部建設事務所長、同庄原支所長
 広島県 西部建設事務所長、同安芸太田支所長
 広島県 農林水産局 林業課長、同森林保全課長、同農業基盤課長
 気象庁 松江地方気象台長、同広島地方気象台長
 国土交通省中国地方整備局 浜田河川国道事務所長
 同三次河川国道事務所長、同土師ダム管理所長
 同江の川流域治水推進室長
 農林水産省中国四国農政局 中国土地改良調査管理事務所長
 林野庁近畿中国森林管理局 広島北部森林管理署長
 国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター
 中国四国整備局 広島水源林整備事務所長

(事務局)

国土交通省中国地方整備局 浜田河川国道事務所
 江の川流域治水推進室
 国土交通省中国地方整備局 三次河川国道事務所

江の川水系流域治水プロジェクト (令和3年3月策定)

流域全体で緊急的に実施すべき治水対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として策定・公表し、流域治水を計画的に推進

江の川水系流域治水プロジェクト (令和5年3月30日更新)

江の川水系流域治水プロジェクト【位置図】 ~ 中国地方最大の河川における多様な流域治水対策の推進 ~

○江の川水系は、上流域に位置する三次盆地において、江の川本川、支川馬洗川、西城川のほぼ同規模の3川が合流する形態を成しているため、合流後の江の川本川の水位が急激に上昇する特徴を有しています。
 ○平成30年7月豪雨や令和2年7月豪雨、令和3年8月の大雨による洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、江の川上流域においては特定都市河川指定を行いハード整備の加速に加え、流域における貯留、浸透機能向上を図ります。江の川中・下流域においては、中山間地域の集落ごとに具体的な計画を策定し治水対策を加速化させるとともに、まちづくりと河川整備が一体となった『治水とまちづくり連携計画(江の川中下流域マスタープラン)』を策定し、将来世代まで住み続けられる地域を目指します。
 ○以下の取り組みを実施していくことで、国管理区間の江の川や馬洗川においては、馬洗川等の堤防が決壊し流域で甚大な被害が発生した、戦後最大の昭和47年7月洪水と同規模の洪水に対して家屋浸水を防止し、流域における浸水被害の軽減を図ります。あわせて、迅速かつ適切な情報収集・提供体制を構築し、ホットラインを含めた確実な避難行動に資する情報発信などの取組を実施し「逃げ遅れゼロ」を目指します。



江の川流域における流域治水の進め方

3. 近年の出水状況と治水事業の進め方

- 国、県、沿川市町が連携し、まちづくりとあわせて流域治水を推進するため、令和3年4月に「江の川流域治水推進室」を設置
- 中山間地域の集落ごとに具体的な計画を策定し治水対策を加速化させるとともに、河川整備とまちづくりが一体となった『江の川中・下流域マスタープラン』を策定¹⁾し、将来世代まで住み続けられる地域を目指す

江の川流域治水推進室

中国地方整備局
建政部 用地部 河川部
浜田河川国道事務所
三次河川国道事務所

島根県 広島県

江津市 三次市
川本町 安芸高田市
美郷町
邑南町

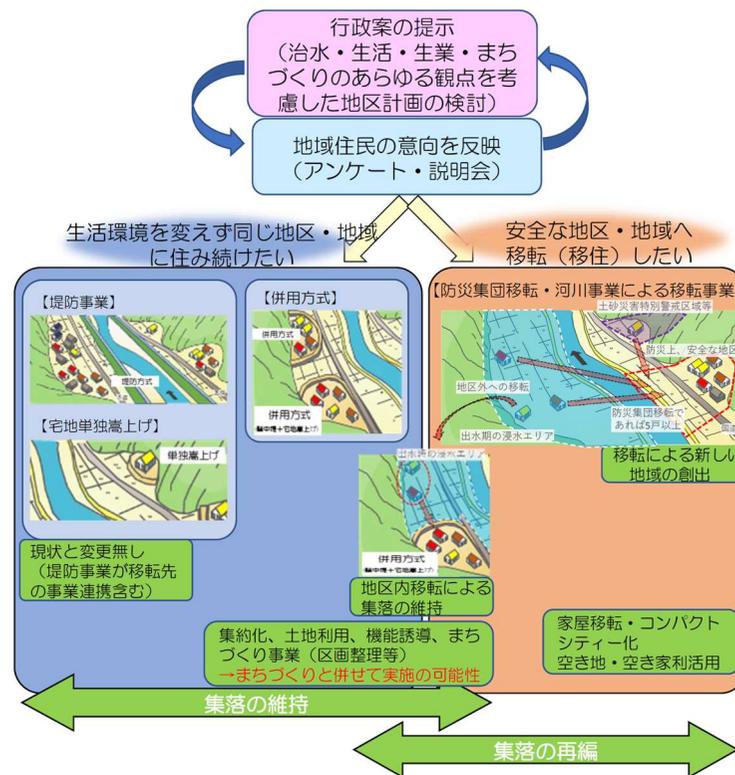
▲ 技術的支援 ▲

都市再生機構 (UR)

江の川中・下流域マスタープラン²⁾



治水整備の検討フロー³⁾



矢谷川（川本町）での取組み

3. 近年の出水状況と治水事業の進め方
- 土地利用一体型水防災事業を活用し宅地嵩上げを実施。まちづくりを踏まえ宅地配置。

広域位置図



【矢谷川】
 流域面積 18 km²
 流路延長 7.6 km
 河床勾配 1/40~1/140程度
 (急勾配な河川)

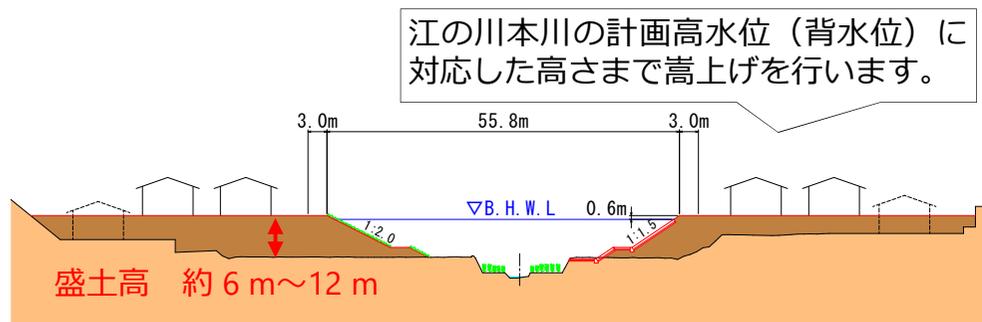
施工位置図¹⁾



平成30年7月豪雨による浸水状況

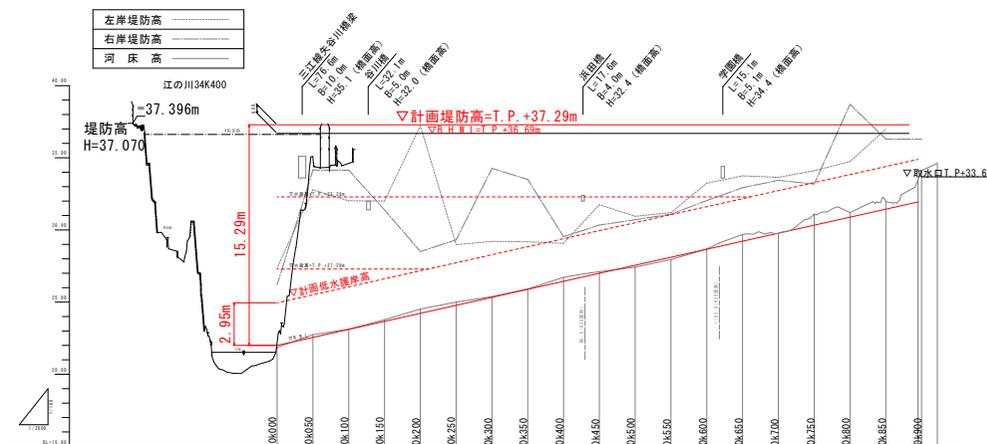


横断面図



※改修におけるイメージ横断面図です。

縦断面図



もくじ

1. 河川整備計画の策定に関する事項
2. 江の川水系及び下流支川域の概要
3. 近年の出水状況と治水事業の進め方
- 4. 都治川での治水対策の進め方**

都治川沿川ドローン写真 (江の川合流部、0k000～)



4. 都治川での治水対策の進め方



都治川沿川ドローン写真 (市道との交差点付近、0k600～)

4. 都治川での治水対策の進め方



都治川沿川ドローン写真（下河戸・上河戸境界付近、0k900～）



4. 都治川での治水対策の進め方



都治川沿川ドローン写真（浄國寺（右岸）付近、1k700～）

4. 都治川での治水対策の進め方



都治川沿川ドローン写真（上河戸新橋付近、2k200～）

4. 都治川での治水対策の進め方



都治川（下流部）の河川整備区間と対象期間

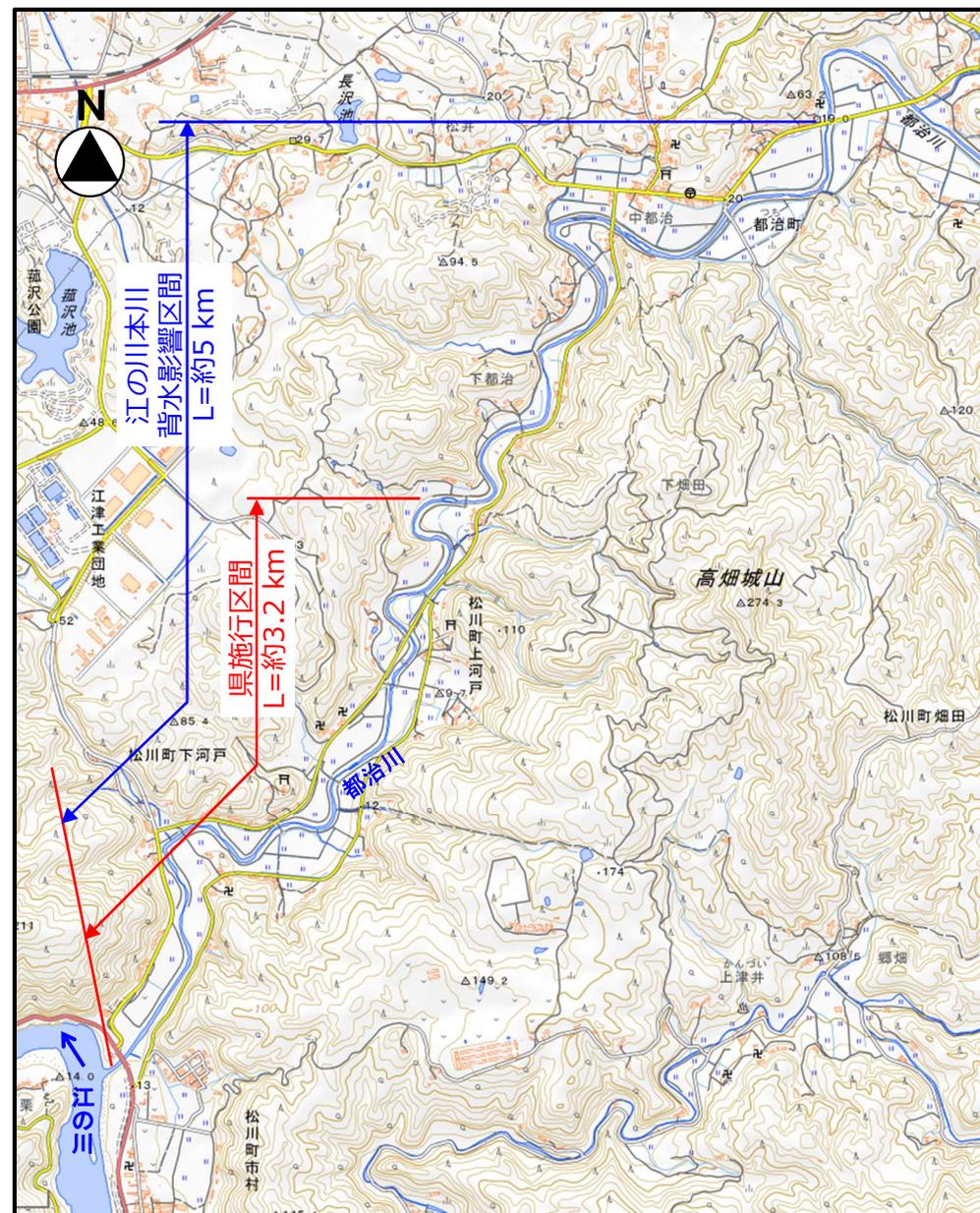
4. 都治川での治水対策の進め方

区間

江の川本川の背水の影響を受ける約 5 kmのうち、江の川本川の背水により家屋浸水が発生する約 3.2 kmの区間について、土地利用一体型水防災事業による宅地嵩上げ等により浸水対策を実施する。

対象期間

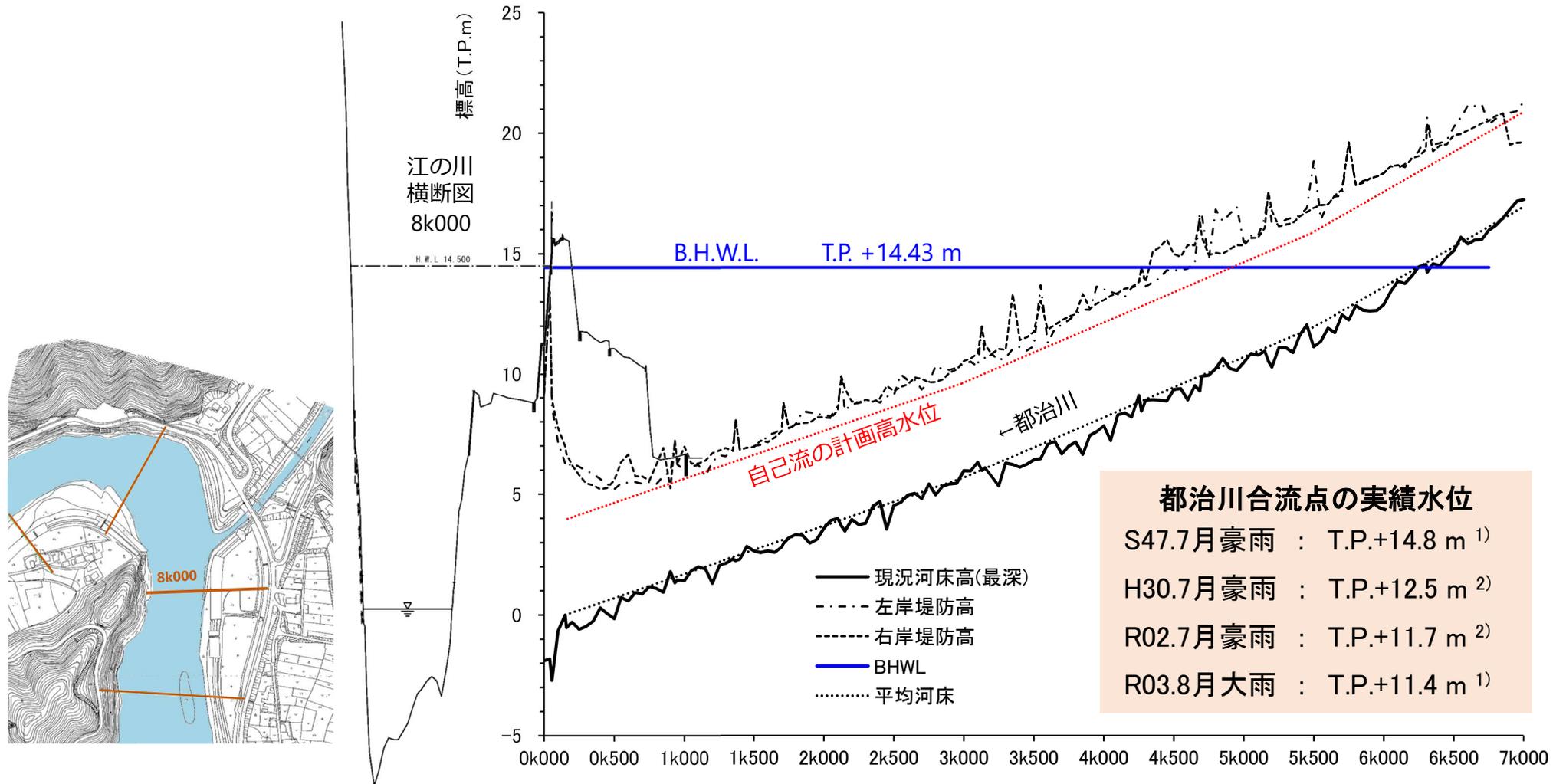
概ね 15 年とする。



河川整備計画における都治川治水対策の計画規模

4. 都治川での治水対策の進め方

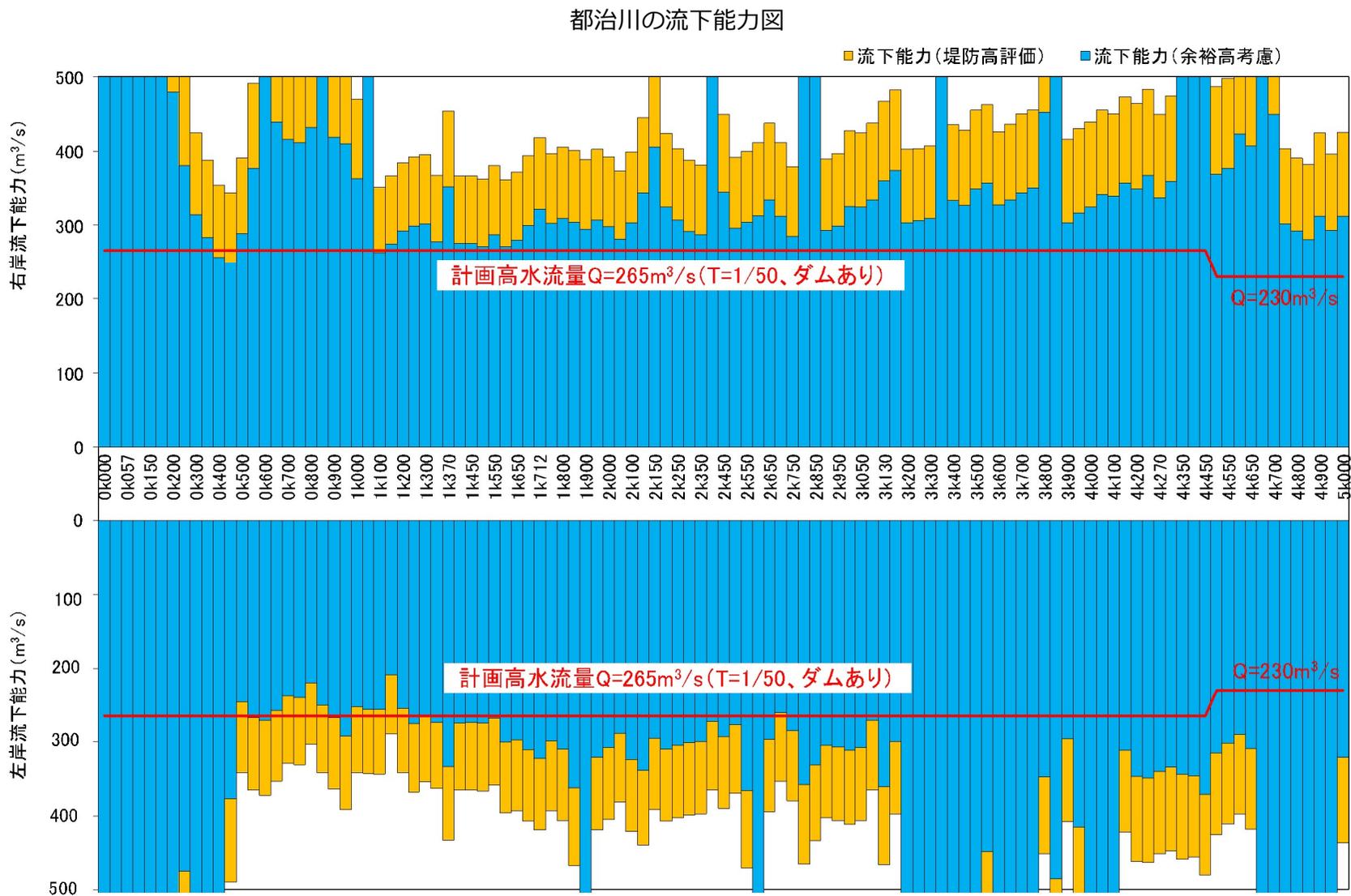
- 江の川の計画高水位による家屋浸水を解消する計画とする。
(参考) 都治川の自己流の計画規模は**1/50**・・・**波積ダム**の整備により治水安全度を確保



都治川の流下能力

4. 波積ダムの整備により、自己流に対して流下能力を概ね確保（治水安全度**1/50**）

都治川での治水対策の進め方



河川改修の形式について

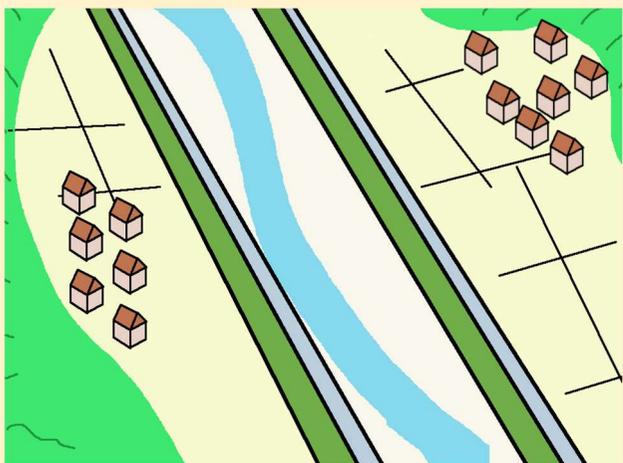
4. 都治川での治水対策の進め方

主なものとして、

- 従来から行われてきた河川沿いに築堤を行う**連続堤方式**
- 特定の地域を堤防で囲む**輪中堤**、背後地が狭隘であり宅地と合わせて嵩上げする**併用方式**などの水防災対策

がある。

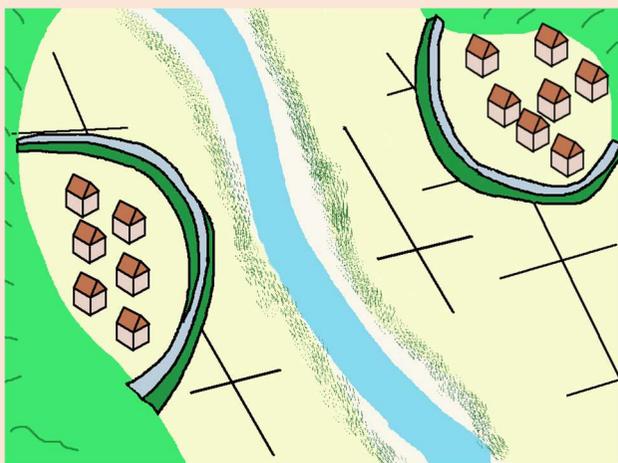
連続堤方式



河川沿いに堤防を築く
通常の河川改修
改修効果の発現に期間を要する

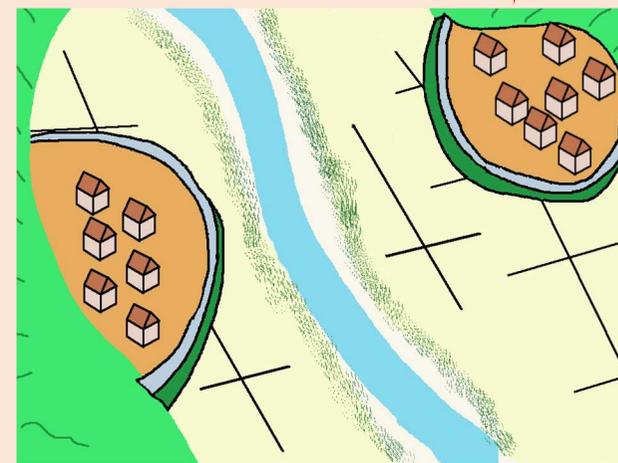
水防災対策

輪中堤



集落を囲うように堤防を築く
堤防延長が短くて済み、
改修効果の発現が比較的早い
内水¹⁾対策が必要

併用方式



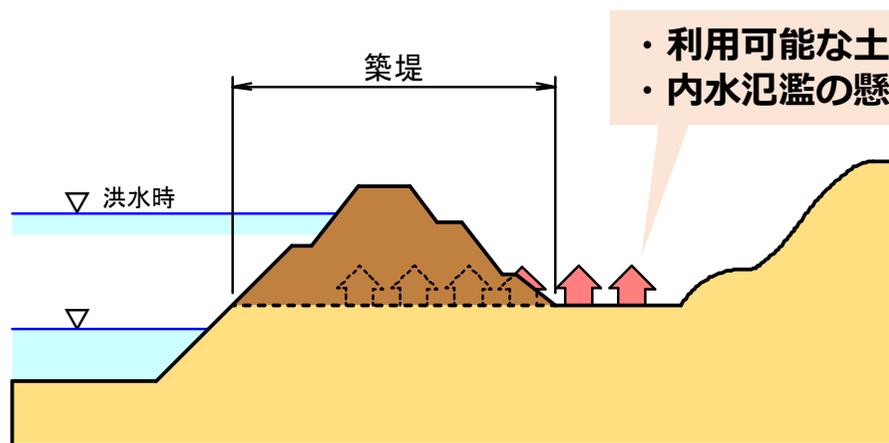
集落を囲うように堤防を築くと堤内地が狭隘となる箇所で、宅地を含めて嵩上げを行う方式
内水対策が不要
仮移転、再築が必要となる

都治川で
採用する方式

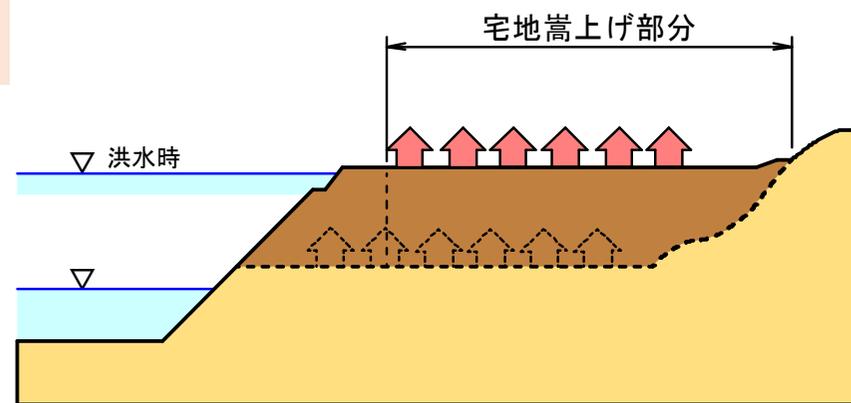
土地利用一体型水防災事業の概要

4. 都治川での治水対策の進め方

- 都治川沿川は山地に囲まれ、堤防整備では堤内地が狭隘となり居住空間が悪化する。
⇒土地利用一体型水防災事業による、宅地嵩上げ等により、江の川本川の背水による浸水を防止する。
※現在の家屋は仮移転ののち解体後に施工し、宅地嵩上げ完了後に再築となる。



築堤では、江の川の背水に対し5~10 mの高さの堤防が必要となることから堤内地が狭隘となり、居住空間が悪化する。

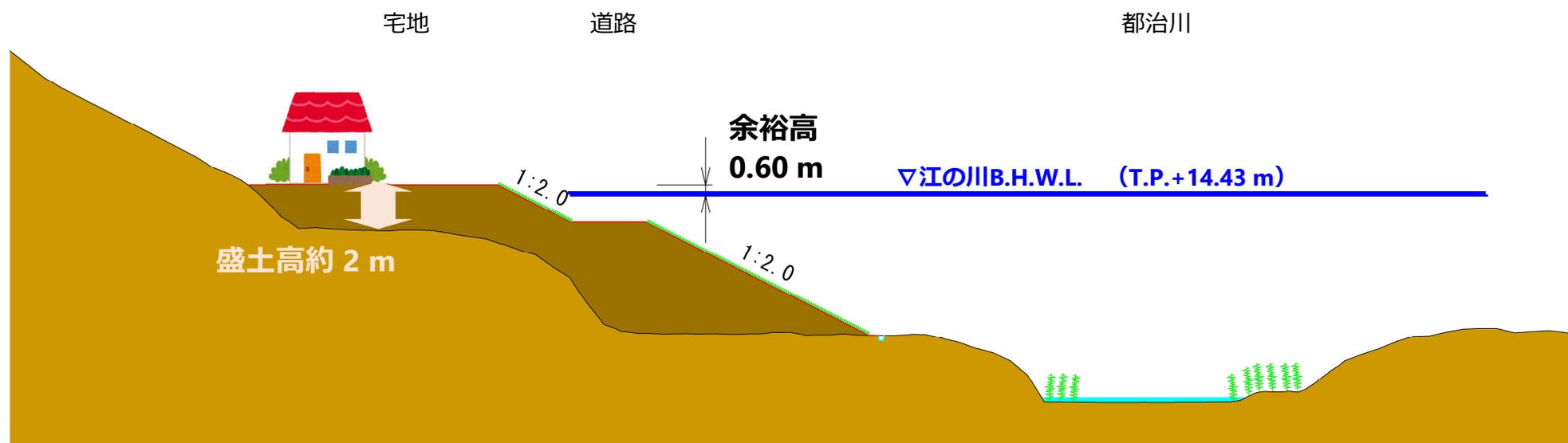


土地利用一体型水防災事業では、堤防と背後宅地の嵩上げを行うことにより、治水安全度を確保しつつ、土地の有効利用が可能。

都治川で計画する浸水対策

4. 都治川での治水対策の進め方
- 都治川事業区間沿川の住家のうち、敷地高さが江の川のB.H.W.L. (T.P.+14.43 m) より低いものについて、浸水対策事業を実施する。
 - 宅地部分の盛土高は概ね 1 m~5 m である。
 - 輪中堤は法勾配 1:2.0 とし、法面処理は植生とする。

模式横断図 (輪中堤)



整備区間の環境（河川環境情報図）

4. 都治川での治水対策の進め方

- 河道内は水際にツルヨシ群落が優占し、竹林やヤナギ類等の小規模な河畔林が点在。
- 瀬や淵には重要種であるズナガニゴイ、イシドジョウ、カジカガエル等も生息する。
- 事業区間には、水生生物の遡上を阻害する横断構造物はなく、回遊魚のほかボラやスズキ等の汽水・海水魚も分布する。
- 水質はA類型（BOD75%値 2 mg/L以下）を満足して、良好な水質を維持している。

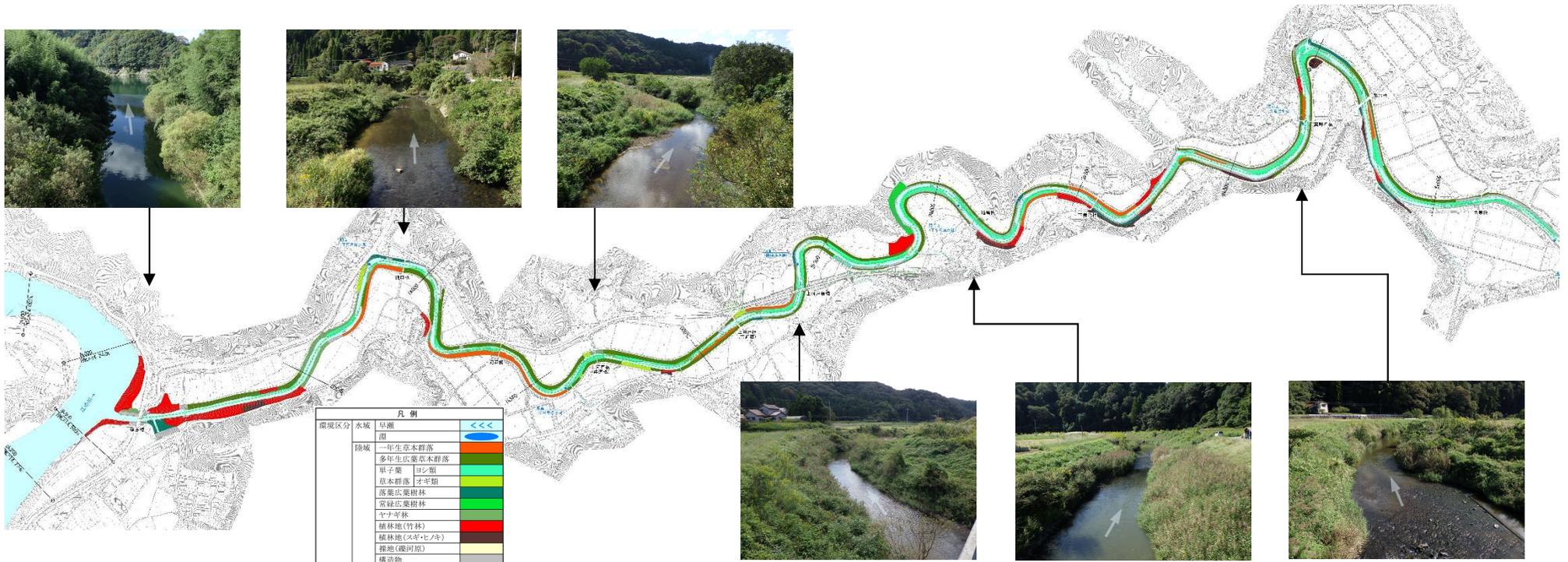
重要な種¹⁾

【魚介類、底生動物】
アユカケ、アブラボテ、マシジミ

【両生類】
カスミサンショウウオ属

【昆虫】
ツマグロキチョウ、
キベリマメゲンゴロウ

【爬虫類】
ニホンイシガメ



河川環境の保全のための配慮

4. 都治川での治水対策の進め方

河原草地・水際植生（上河戸橋付近）



多様な生物の利用を可能にするため、陸域と水域との連続性を確保する。

瀬（真野名橋付近）



- 河床材料の改変や河床勾配の単調化を避け、浮き石状態の礫底の瀬を保全する。
- 河床の大石は多様な流れの形成や多孔質空間の形成に役立つため極力残置する。

河畔林（上河戸橋付近）



木陰形成や餌供給など、水辺の生物にとって良好な生息環境を提供するだけでなく、良好な自然景観の形成といった効果もあるため、できるだけ保全に努める。

淵（樋口橋付近）



- 淵に生息する魚種の多くは瀬で産卵を行うため、淵と瀬とを一体的に保全する必要がある。
- 水際を緩傾斜にしたり、起伏に富んだ地形を形成させるなどの多自然川づくりに努める。

都治川の対策事業での環境への配慮 (施工イメージ: 川平地区)

4. 都治川での治水対策の進め方

- 堤内地での堤防整備、宅地嵩上げとなるため、河川内の環境は変わらないと想定。
- 輪中堤、宅地嵩上げの実施にあたっては、河川周辺に生息する生物等に影響がないように施工を行う。



汚濁水は適切に処理をして排水する
法面処理として行う植生は在来種を使用する 等

施工イメージ (川平地区 Bブロック)

事業実施前



事業実施後



写真右手が江の川。写真奥が下流側 (日本海側)
写真は国が施行しており、法勾配1:1.5、張ブロックにより施工されている。

写真撮影方向



Bブロック



川平地区(江津市)
江の川左岸9k000付近

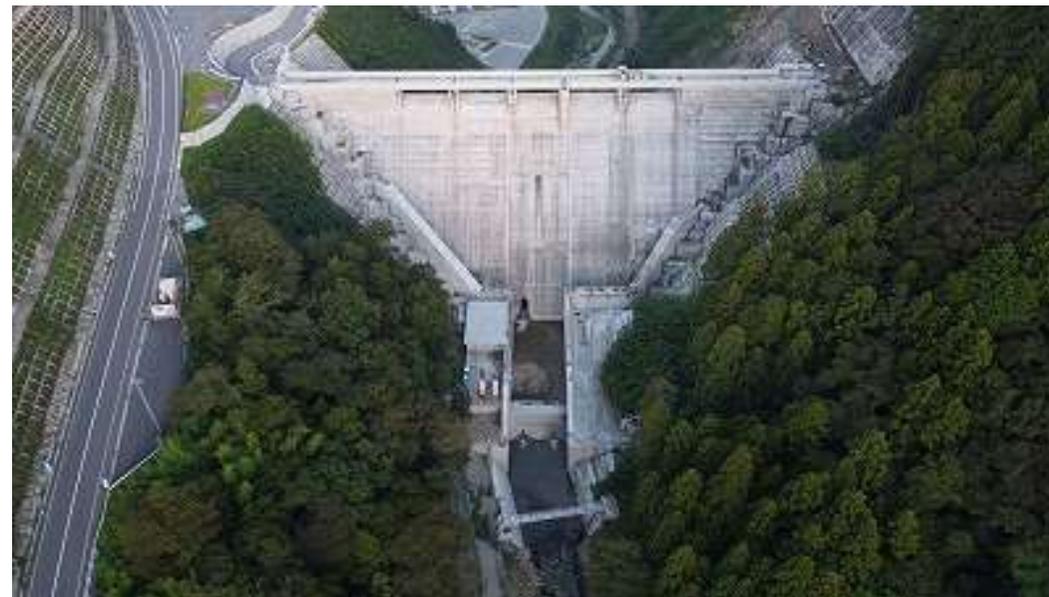


波積ダム（都治川）について

4. 都治川での治水対策の進め方

昭和47年7月降雨相当の概ね50年に1回程度発生¹⁾する降雨（235 mm/日）に対し、都治川沿川の家屋浸水被害を防止

- 令和5年8月竣工
- 令和5年10月より試験湛水を実施



波積ダム諸元

位置 島根県江津市波積町

目的 浸水被害の防止
河川環境の保全
既得取水の安定化

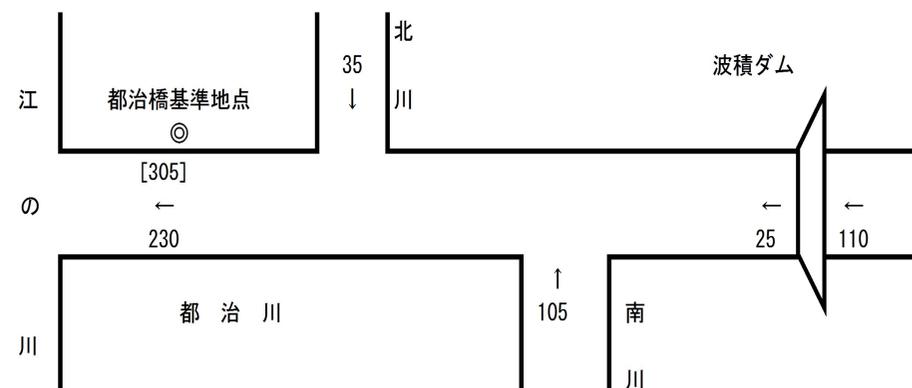
形式 重力式コンクリートダム

堤高 H = 48.2 m

堤頂長 L = 126.9 m

堤体積 V ≒ 70,000 m³

総貯水量 3,720,000 m³



都治川流量配分図

(単位: m³/s)
[] : 基本高水のピーク流量
裸書き: 計画高水流量

波積ダムの建設の過程

4. 都治川での治水対策の進め方

R1.7末



R2.10末
(打設開始前)



R3.11末



R5.8竣工



島根県での今後10年間の公共土木事業の実施方針

3. 近年の出水状況と治水事業の進め方

- 「今後10年間の公共土木事業の実施方針¹⁾」に江の川流域の対応方針などをまとめた河川事業分を令和3年3月に追加公表
- 江の川流域（県管理河川）の対応方針

⇒ 浸水被害があった県管理支川 **38 河川**について、A～Cの3グループに分類

グループA

2度の家屋浸水被害²⁾が生じた河川
及び事業中の河川
(12 河川)

優先的・重点的に整備を進め、
概ね10年程度での完成を目指す

グループB

平成30年7月豪雨のみで家屋浸水
被害が生じた河川
(5 河川)

グループB・Cは、国・地元と調整しながら整備内容・スケジュール・
優先度を検討し、**必要に応じて対策を実施**

グループC

浸水被害は生じたが家屋浸水被害は
生じなかった河川
(21 河川)

- 国土交通省が実施する事業により、家屋浸水が解消される見込みの河川
5 河川：奥谷川*、長良川*、榎谷川*、久井谷川*、田津谷川*・・・（国と調整中の河川）
- 防災集団移転の実施により、家屋浸水が解消される見込みの河川
1 河川：君谷川・・・（美郷町が実施中）
- 県が河川事業を実施する河川
6 河川：**都治川（今回追加）**、八戸川**、枕の滝川**、宮の谷川**、玉川**、矢谷川*

* 江の川水系下流支川域河川整備計画の「河川の整備の実施に関する事項」に記載の河川
** 江の川水系八戸川流域内の河川

※ **江の川本川（国）も2度家屋浸水被害²⁾が発生した地区を優先的・重点的に進める方針**